

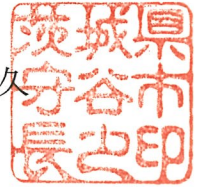


守谷市告示第 85号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により取手都市計画生産緑地地区を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和4年10月21日

守谷市長 松丸 修久



1 都市計画の種類

生産緑地地区

2 都市計画を変更する土地の区域

	番号	名称	土地の区域	面積
旧	1	新町生産緑地地区	守谷市本町の一部	約0.07ha
新				廃止

3 縦覧場所

守谷市役所都市整備部都市計画課

## 取手都市計画生産緑地地区の変更(守谷市決定)

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

面積	備 考			
	番号	名 称	面積	そ の 他
約 2.9 ha	3	麓山生産緑地地区	約 0.07 ha	
	4	御茶屋下生産緑地地区	約 0.09 ha	
	6	愛宕第一号生産緑地地区	約 0.15 ha	
	7	愛宕第二号生産緑地地区	約 0.11 ha	
	8	愛宕第三号生産緑地地区	約 0.07 ha	
	9	愛宕第四号生産緑地地区	約 0.17 ha	
	10	土塔前第一号生産緑地地区	約 0.17 ha	
	12	土塔前三号生産緑地地区	約 0.05 ha	
	14	御所ヶ丘生産緑地地区	約 0.08 ha	
	18	松前台第四号生産緑地地区	約 0.14 ha	
	19	松前台第五号生産緑地地区	約 0.13 ha	
	20	松前台第六号生産緑地地区	約 0.20 ha	
	21	薬師台第一号生産緑地地区	約 0.06 ha	
	22	薬師台第二号生産緑地地区	約 0.11 ha	
	27	けやき台第一号生産緑地地区	約 0.10 ha	
	28	けやき台第二号生産緑地地区	約 0.08 ha	
	29	けやき台第三号生産緑地地区	約 0.12 ha	
	30	松ヶ丘第一号生産緑地地区	約 0.13 ha	
	31	松ヶ丘第二号生産緑地地区	約 0.16 ha	
	32	松ヶ丘第三号生産緑地地区	約 0.30 ha	
33	松ヶ丘第四号生産緑地地区	約 0.08 ha		
34	松ヶ丘第五号生産緑地地区	約 0.08 ha		
35	松ヶ丘第六号生産緑地地区	約 0.08 ha		
36	ひがし野第一号生産緑地地区	約 0.18 ha		

・「位置及び区域は計画図表示のとおり」

・理由 今回の変更は、新町生産緑地地区が都市計画道路みずき野大日線道路用地として収用されたことに伴い、取手都市計画生産緑地地区(守谷市決定)の区域、面積に変更が生じるため、本案のとおり変更するものです。



